

仁心会 隼人寮 (細則)

(学生用)

(入居料等)

第1条 入居料及び共益費は下記の通りとする。

- | | | | |
|---|------|---|---------|
| 1 | 入居料 | 仁心会修学資金貸与者 | 8,000円 |
| | | 実習病院奨学生 | 18,000円 |
| 2 | 共益費 | | 2,000円 |
| 3 | 支払方法 | 仁心会修学資金者は原則前月払。修学資金から引落としとする。
実習病院奨学生は、原則、前月28日の朝9時までに仁心看護専門学校（以下学校という）事務へ支払う。
仁心会修学資金者で留年等により支給がない場合は、実習病院奨学生と同様の方法で支払う。 | |

各部屋の電気代は個人負担とするが、その他の費用は共益費に含む。

- | | | | |
|---|--------|---|---------------------|
| 4 | 施設管理費 | 39,000円 | 入寮時から1年以内に支払う。(分割払) |
| | 分割支払方法 | 3,250円 | ×12回/月 |
| | | 途中退去の際は、不足分を支払う。
支払方法は原則、月28日の朝9時までに仁心看護専門学校（以下学校という）事務へ支払う。 | |

入居料等の変更及び共益費などに新たな費用が発生する場合は、協議とする。

(異常事態時の対応)

第2条 火災通報及び非常通報は下記の通りとする。

- 1 火災通報
 - ①火災が発生した場合は、自動的に火災通報器が作動し直接セコムが感知するが、発見者は至急、**火災報知器**を押し、**119番通報**を行う事。寮全員に連絡し**消火**に努める事。
 - ②セコムから通報受信後、寮に電話がかかってくる。電話に出られない場合は出なくて良い。
 - ③誤報の場合は、セコムへ誤報の旨を至急連絡する。この場合セコムは寮の火災報知器を正常に戻すため寮に出勤するので複数人で立ち会う事。
- 2 非常通報
 - ①不審者などの侵入等異常を発見した場合は、非常ボタンを押す。
(非常ボタンは各階2箇所ある)
 - ②急を要する場合は110番連絡をする。
 - ③通報後セコムから電話連絡がある。電話に出られない場合は出なくて良い。
電話の応答が無く、セコムは異常を感じた場合はセコムも110番連絡をする。
 - ④セコムの電話連絡に応答できる場合は、セコムの指示に従う。

- ⑤セコムは通報後25分以内に到着する。
- ⑥セコムは通報を受信してから、寮管理者（仁心看護専門学校、総務局）に連絡をして寮管理者同伴の上、寮に駆けつけるが、寮管理者に連絡がつかない場合は単独で駆けつけるので、寮長、副寮長など寮生複数人で対応する事。
- ⑦誤報の場合は直ちに連絡をする事。この場合もセコムは駆けつけるので、⑥の対応とする。
- ⑧以後は「職員宿舎使用規則第10条」による。

（入居者の心得）

第3条 単人寮は職員宿舎（4階部分）学生寮（1階～4階）と同一の建物にあるので挨拶を十分に行う事。心得については「職員宿舎使用規則第6条」の外以下の点に気をつけること。また、下記に違反する場合は退去を命じることがある。

- 1 お互いに親睦と感謝の気持ちで、常識ある共同生活を行う。
- 2 建物及び設備器具は大切に使用し共同清掃で清潔な環境を保持する。
- 3 長期休暇（春、夏、冬）前は全員大掃除を行い、点検後帰郷する。
- 4 火気に注意し火災の予防に努める。防災訓練を4月～6月に行う
- 5 カードにより入寮できるが、他人へのカードの貸与や、家族以外の立入りは禁止する。

（家族でも必ず入室記録簿に記載すること。）

- 6 寮内での喫煙、飲酒は禁止とする。
- 7 各階に寮長、副寮長を置き指導を行い、寮などの問題について協議する。
- 8 登校、外出時など部屋を空けるときは各自責任を持って施錠する。
- 9 帰省・外泊は「外泊届」を前日までに記載する事。
- 10 門限は22時とする。時間厳守の事。
- 11 共同スペースは原則22時消灯とする。並びに洗濯機、乾燥機の使用も原則22時とする。
- 12 入浴時間は原則24時までとする。
- 13 テレビ、ラジオなどの音量は他人に迷惑とならないよう気をつけること。
- 14 1週間交代で各階に週番を決め、22時消灯戸締りをする。
- 15 週番は寮日誌に記載し、学校へ提出する。（月曜日）
- 16 上記以外に善管注意義務及び一般的遵守事項を別紙に列記する
- 17 上記以外の発生した場合は協議とする。

（ごみ出し）

第4条 ごみ出しについては下記の点に注意する事

- 1 ごみ袋に部屋番号を記入し、指定日に出す事。
- 2 不燃ごみは地区の規則があるので、よく理解して間違いのないようにする事。特にペットボトル、ビンや缶等については間違いのないようにする事。

(退寮時)

第5条 退寮のときは次の点に注意する事

- 1 退寮するときは入寮した時の状態に戻すこと。
- 2 大型ごみなどは自分の責任で行い、放置しておかない事。
- 3 自己に関する汚損、破損は退去者本人負担とする。
- 4 必ず学校の担当者の検査を受ける事。

○ 平成28年 4月 1日 改正

○ 平成29年 6月26日 改正

○ 平成30年 4月 1日 改正